

# 令和8年度「近畿経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」に係る企画競争募集要領

令和8年2月25日  
経済産業省近畿経済産業局  
地域経済部地域経済課

経済産業省近畿経済産業局（以下、「当局」という。）では、令和8年度「近畿経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

また、本事業は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、本事業の実施は当該予算案の可決・成立が前提となっています。今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

## **1. 事業の目的**

### 【背景・問題意識（労働供給制約社会の到来）】

我が国では、少子高齢化の進展による構造的な労働供給制約が強まっており、2040年には全国で労働需給ギャップが約1,100万人に達するとの見込みもあるところ。地域の中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）にとって、こうした人手不足の恒常化は、不確実性が増大する中、事業環境を一層厳しくさせるものであり、大きな経営課題となっています。

今後も、地域経済を支える基盤である中小企業等が、持続的に成長・発展を遂げていくためには、労働供給制約が人口構造そのものに起因する不可避の長期的トレンドであるという前提にたち、「一人当たりの付加価値創出力の向上」、すなわち労働生産性の持続的向上を目指した経営戦略がより重要となります。

### 【経営戦略・人材戦略の統合（人的資本経営）の必要性】

また、中小企業等が、労働市場において最適な人材（量と質）を獲得できる「選ばれる企業」となるためには、（1）人はコストではなく価値創出の資本たる存在であり投資の対象であるとの考え方にに基づき、（2）中長期視点での持続的成長を描く「経営戦略」とその実現を担保する「人材戦略」を一体的に構築し実践していくこと、いわゆる「人的資本経営」の実践ができるかが重要な鍵となります。その際には、副業・兼業を含めた多様な人材の活用やデータやデジタル技術を活かしたビジネスモデルの変革（以下、DXという）が不可欠な要素ですが、一般的に中小企業等では経営資源の不足により、これらを独力で推進することが難しい状況にあります。

### 【経営支援機関の支援力強化の必要性】

一方、中小企業等の経営課題が一層複雑化している中、地域の支援機関（公的支援機関、商工会・商工会議所、金融機関、専門家など）も同様の課題に直面しており、支援機関が従来担ってきた資金繰り、補助金活用、販路開拓などの個別の戦略課題対応だけでなく、労働供給制約下であることを踏まえた、人的資本経営の啓発や経営戦略と人材戦略の統合化支援など、より複雑で総合的な中小企業等支援が求められています。

経営支援機関自身の資源の有限性に鑑み、これまで蓄積した支援ノウハウを経営支援組織内外に継承し、地域全体での支援インフラを整備・持続させていくことは、地域の中小企業等の事業環境整備の観点から喫緊の課題であると考えます。

### 【関西地域の特徴と可能性】

地域性に着目すると、関西地域では、2030年以降全国に比して生産年齢人口の減少が加速することが見込まれています。すなわち、2030年までの残り4年の人口ボーナス期間が、管内中小企業等が、余力を持って経営・人材戦略の一体的運用への転換を図ることのできる最後の機会です。

そうした中でも、事業承継（アトツギ）世代など経営変革に意欲的な経営者が多数存在し、産業支援機関、教育機関、金融機関等の集積も他地域に比して密度が高いことから、関西において中小企業等の人的資本経営の実践を促進する意義は大きいと考えています。

### 【本事業の狙い】

以上のような観点から、本事業では成長志向の高い中小企業等を対象に、経営戦略と人材戦略の一体化と人的資本経営の実践の効果を定量的に試行検証することで、中小企業等の経営変革の促進と地域経済の持続的な発展に資することを目指します。

「選ばれる企業」の解像度を上げ、人的資本経営の重要性の理解と実践を促進するとともに、簡易な人的資本開示の手法に関する検証や、多様な人材に向けた魅力発信を通じた確保・育成支援等を総合的に展開します。

併せて、地域一体となった中小企業等の支援強化のため、経営支援機関の支援能力の高度化と連携強化に資する具体的な事業を展開し、労働供給制約下での中小企業等支援のあり方について、具体的な改善方策を検討します。

## **2. 事業内容**

当局管内（以下、「管内」という。）（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）における中小企業等を対象とし、各地域の実情を十分に認識した上で、上記目的に応じた内容の、各提案者の知見を十分に活かした創意工夫のある事業提案を募集します。

事業実施に当たっては、経済産業省及び中小企業庁による人材確保支援の取組や以下の報告書等を勘案してください（特に下線の報告書等は事前に確認頂くことを推奨します）。

- ・ 人材版伊藤レポート 1.0, 2.0（経済産業省, 令和2、3年度）
- ・ 中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン（中小企業庁, 令和5年度）
- ・ 人材活用ガイドライン活用支援ツール（中部経済産業局, 令和6年度）
- ・ 経営力再構築伴走支援ガイドライン（中小企業庁, 令和5年度）
- ・ 地域の経営支援力強化に向けたよろず支援拠点のあり方検討会（中小企業庁, 令和6年度）
- ・ 令和6年 中小企業の成長経営の実現に向けた研究会 中間報告書（中小企業庁, 令和6年度）
- ・ BE THE LOVED COMPANY REPORT 1.0-3.0（近畿経済産業局, 令和4、5、6年度）
- ・ “新しい”副業人材活用に向けたガイドブック（近畿経済産業局, 令和6年度）
- ・ デジタルガバナンス・コード3.0（経済産業省, 令和6年度）
- ・ DX支援ガイダンス（経済産業省, 令和5年度）

- ・近畿経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業報告書（DX 推進人材の育成・確保および DX 支援能力向上事業）」（近畿経済産業局, 令和 6 年度）

## 1. 事業の具体的な内容

具体的な事業内容は以下のとおりとします。なお、以下の留意事項は必ずご確認ください。

- ・事業区分 A~C の事業それぞれについて企画提案書を作成の上ご提出ください。
- ・複数の事業を提案する場合は、事業区分ごとに企画提案書を作成ください。
- ・イベント等の開催においては、事業の趣旨を鑑み効果的かつ効率的な手法での運営方法を提案してください。なお、オンライン実施の場合は、Microsoft Teams の利用を想定していますが、他のツールを使用予定の場合はその旨を記載してください。
- ・なお本事業では、上記の背景・問題意識を踏まえ下記のように事業設計を行っていますが、本事業の趣旨を踏まえ政策波及効果をより高める手法等があれば、記載した事業構成に限らず積極的な自由提案を強く推奨するものとします。

### <事業区分 A>

#### - 【経営支援機関向け】人的資本経営推進に向けた経営支援機関の効果的な支援力向上実証事業 -

経営支援機関等が経営戦略と人材戦略を統合して支援し、もって成長志向の中小企業等の人的資本経営推進に資するため、経営支援機関等の支援能力の体系的な底上げ、管内の機関同士の連携促進による支援機能の持続性の獲得等を目指し、人材活用ガイドライン等を用いた人的資本経営の政策意義の理解や企業の成功事例の認識共有、複数機関での合同演習等を通じた支援現場での対話技法や支援施策方策の獲得、機関間の補完関係の形成促進を行います。また、併せて、副業・兼業など、労働供給制約下における中小企業等の柔軟な人材採用に向けた具体的手法の理解促進とともに、効果的な人材確保を持続的に実施しうる組織力の基盤形成に向けた、中小企業等の DX 実装支援力の向上を図ります。

#### ■ 本稿での言葉の定義

経営支援機関等：地域金融機関やよろず支援拠点、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、認定支援機関、社労士、「地域の人事部」の実施組織、自治体系支援機関など

#### 【A-1】経営支援機関向け人材活用ガイドラインセミナー事業

管内の経営支援機関等を対象に、「人材活用ガイドライン（中小企業庁）」を基軸とした、これからの経営環境・人材環境の変化（労働供給制約）、当該環境で求められる企業経営の在り方（人的資本経営）等への認識を高め、実際の企業の好事例等を通じその理解を深めるためのセミナーを実施します。

#### 【実施内容（例）】

- ・「人材活用ガイドライン（中小企業庁）」の考え方や人材戦略検討ステップの提示
- ・人的資本経営の政策的意義
- ・人的資本経営を実践する中小企業等の事例共有

- ・その他参加する経営支援機関等の理解促進や現場課題の探究が可能なコンテンツ紹介など

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：3回以上
- ・参加機関数：30機関以上

#### 【留意点】

- ・当局管内の経営支援機関等に広く周知するためオンラインとのハイブリッド開催やアーカイブ配信、セミナーの記事発信を行う等の工夫を求めます。
- ・セミナー開催に際しては、行政や経営支援機関等との共催等を通じた開催も推奨します。
- ・主たる対象者は経営支援機関等としますが、＜事業区分B＞との内容調整の上、中小企業等の参加も可能な形式・内容での事業設計とすることを妨げるものではありません。
- ・実施内容及び参加機関の集客等については、当局と相談の上協力して実施するものとします。

#### 【A-2】経営支援機関等の越境を通じた人的資本経営支援実践のための合同研修事業

地域の将来を牽引しうる成長志向の中小企業等による人的資本経営の実践を支えるため、各機関の支援現場における経営戦略と人材戦略の連動を支えるための支援者自身の視座獲得と支援能力向上とともに、各々の経営支援機関等が自律的に互いの強みや機能の補完が促進される関係性醸成に向けた、一定の近接性を有する管内複数の自治体（府県単位を想定）における各自治体の複数経営支援機関等を対象とする合同研修事業を実施します。具体的には、人的資本経営を実践する企業を招いた事例共有・意見交換を通じて、支援先企業の成長イメージの解像度向上と、参加機関同士で支援すべき企業のイメージの共有、当該イメージを共有した上での支援シミュレーションを行います。

#### 【実施内容（例）】

- ・人的資本経営を実践する中小企業等を招聘した事例共有・支援力向上に向けた企業との意見交換会
- ・参加機関同士での地域で支えるべき中小企業等のイメージを共有する対話会
- ・架空企業ケーススタディによる、人的資本経営推進に向けた支援方策・施策の検討研修など

#### 【実施体制（案）】

- ・管内2～3府県を1ブロックとした合同研修 × 2ブロック以上
  - ・各府県の経営支援機関等が1ブロックに3～5機関参画
- （例：管内3府県を束ねたブロックとして開催する場合、当該ブロックの総参画経営支援機関等は3～5機関×3府県＝9～15機関）

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：各ブロック1回 × 2ブロック以上 = 2回以上
- ・参加機関数：20機関以上

#### 【留意点】

- ・本事業は経営支援機関等の人的資本経営に対する支援能力向上に向けた試行的実証事業であること

とも鑑み、事業成果を広く周知するため、アーカイブ配信や各ブロックでの実施内容について記事発信を行う等の工夫を求めます。

- ・合同研修に際しては、参画行政や経営支援機関等との共催等を通じた開催も推奨します。
- ・特に、地域における人材支援について一定の機能を有し、他機関への波及効果も高いと考えられる「プロフェッショナル人材戦略拠点（内閣府）」や地域の面的な人材戦略構築に取り組む「地域の人事部」の取組の主構成員などの本研修への参加や協力を強く推奨します。
- ・具体的な実施内容及び、各ブロック参画機関や登壇企業等の打診については、当局と相談の上、協力して実施するものとします。

### 【A-3】副業・兼業活用セミナー事業

管内の経営支援機関等を対象に、労働供給制約下における中小企業等の成長方策の一つとして、特に経営人材を支えるための副業・兼業に焦点を当て、副業・兼業導入に向けた理解促進と、経営支援機関等の支援手段の選択肢として認識してもらうことを目的としたセミナーを実施します。

なお、当該事業については、専門的な知識を要する観点ならびに、労働供給制約下における副業・兼業の必要性及び意義を十分に発信し、経営支援機関等による支援現場の選択肢のひとつとして認知してもらう必要があることから、適切な連携先と共同で実施することを妨げません。

#### 【実施内容（例）】

- ・副業・兼業人材の導入を通じた中小企業等の事例共有
- ・副業・兼業人材の導入を検討するに際しての留意点や戦略等の紹介
- ・副業・兼業の導入を推進する人材関連企業や経営支援機関等の事例共有など

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：1回以上
- ・参加機関数：15機関以上

#### 【留意点】

- ・当局管内の経営支援機関等に広く周知するためオンラインとのハイブリッド開催やアーカイブ配信、セミナーの記事発信を行う等の工夫を求めます。
- ・セミナー開催に際しては、行政や経営支援機関等との共催等を通じた開催も推奨します。
- ・実施内容及び参加機関の集客等については、当局と相談の上協力して実施するものとします。
- ・当該事業については、事業内容の専門性を鑑み適切な連携先と共同で実施（再委託）することも妨げるものではありません。なお<事業区分A>全体と比して事業規模は、25:1程度を想定していますが、事業提案の内容によってはこの比率の限りではありません。

### 【A-4】DX実装支援力強化プログラム事業

管内の中小企業等のDXによる事業変革や組織力強化の実装を支えるため、経営支援機関等のDX分野での経営支援力強化を目的とし、①座学研修、②実践研修（ワークショップ等）を実施することでDX支援に長けた人材（DX支援人材）の育成・開発を図るとともに、当該支援力強化を目指す経営支援機関等の有機的な連携、交流促進を目指します。

なお、本事業は、「DX 推進人材の育成・確保及び DX 支援能力向上事業（令和 5, 6, 7 年度）」を踏まえ提案するとともに、専門的知見の観点から適切な連携先との共同実施を妨げるものではありません。

#### ■ 本稿での言葉の定義

DX：組織横断/全体の業務・製造プロセスのデジタル化、“顧客起点の価値創出”のための事業やビジネスモデルの変革のこと（デジタルイゼーション、デジタルライゼーションとは区別すること。なお、DX の段階については、DX 支援ガイダンスーデジタル化から始める中堅・中小企業等の伴走支援 アプローチ（本編）の p. 8~9 を参照すること）

DX 支援人材：経営支援機関等や IT ベンダー等に属し、中小企業等に対して DX を用いた経営変革支援を推進する人材

DX アドバイザー：中小企業等のビジョンを尊重し、デジタル・生成 AI 時代の新事業開発を支援できる人材であり、DX 支援人材が目指すべき模範的支援人材

DX 挑戦企業：DX 推進にあたり意欲の高い中小企業等

#### 【実施内容（例）】

##### ①座学研修

- ・DX の必要性及び当該推進に係る基盤情報（データ・技術）、先進事例の認知（人材育成・AI 活用等）
- ・DX 支援人材に要する能力ならびに企業変革を支える DX 支援・プラン策定のあり方

##### ②実践研修（ワークショップ等）

- ・WS 参加者：DX 支援人材、DX アドバイザー、DX 挑戦企業の 3 属性の参加を想定
- ・研修内容：DX 支援人材を対象とした DX アドバイザーによる DX 挑戦企業への支援実践のプロセス学習（生成 AI 等デジタル技術を活用した、経営課題抽出整理・新規事業案発掘・当該実装に向けた事業計画策・効果的な市場分析や支援プラン検討など）

（※①は DX 支援ガイダンス概要版「5.3 DX 支援人材のスキルセット」の DX リテラシー標準で定義される 3 つの能力向上、②は DX スキル標準等で定義されるコンサルティングスキル向上を意識して提案すること）

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：①3 回以上、②6 回以上
- ・参加機関数：18 機関以上

#### 【留意点】

・①②については原則リアル実施を想定します。ただし、管内の経営支援機関等に広く周知するためオンラインとのハイブリッド開催やアーカイブ配信等の工夫を求めます。

・DX 挑戦企業は本事業参加者並びに当局と調整の上 1 社以上選定することとします。DX アドバイザーは経営支援機関等の支援人材の能力開発に加え、デジタル・生成 AI 時代の新事業開発支援に長けた人材を 1 人以上提案、当局と協議の上選定することとします。

・実践研修 WS は DX 支援人材をグループ単位（3 程度を想定）に分けて実施し、DX 支援人材同士の交流が促進される工夫も行ってください。

・DX アドバイザーが DX 挑戦企業への支援手法を示すのみならず、DX 支援人材による DX 挑戦企業へ

の支援策の検討・実行機会、ならびに能動的な行動機会を設計した提案を評価します。

- ・研修開催に際して、行政や経営支援機関等との共催等を通じた開催も推奨します。
- ・次年度以降、管内での取組展開ならびに自立的活動への昇華を目指し、DX 支援におけるフレームワークや支援解説資料などを成果物として事業報告書に盛り込んでください。
- ・当該事業について、事業内容の専門性を鑑み適切な連携先と共同で実施（再委託）することも妨げるものではありません。なお<事業区分 A>全体と比して事業規模は、49:9 程度を想定しています。

#### 【A-5】<事業区分 A>に係る実証事業結果の考察・分析調査（とりまとめ）

<事業区分 A>の実施目的を鑑み、各事業【A-1】～【A-4】の実証結果について考察・分析等を行うとともに、当該考察等を踏まえた、今後の経営支援機関等による人的資本経営推進に資する支援能力向上に向けた支援体系並びに実装力の強化に向けた政策提案等に資する全体考察を実施します。

また、本全体考察作成に際しては、本事業で実施する内容以外の視点や知見等を組み入れることも推奨します。なお、本調査は「5. 契約の要件」（4）成果物の納入に記載の「事業報告書」の主たる構成要素として整理することとします。

#### <事業区分 B>

##### - 【中小企業等向け】中小企業等の人的資本経営実践の実証事業 -

成長志向の中小企業等の存在が地域経済の成長には重要であるとともに、労働供給制約下においては企業成長の原動力を人の数から付加価値力へ転換することが不可欠です。この前提のもと、成長志向の中小企業等への人的資本経営推進に資するため、人的資本の可視化など実装手法検証を通じた企業の当該経営実践力の獲得等を目指します。

具体的には、人的資本経営を「理念」で終わらせず経営実装するモデル創出に向けて、広く中小企業等に対し人材活用ガイドライン等を用いた人的資本経営の政策意義の理解醸成等を行いつつ、有効な人的資本経営実装手法の検証のため、モニター企業（集中支援先企業）数社に対する簡易的な人的資本開示を見据えた集中支援（ワークショップ・伴走支援等）を行います。また、上記開示の検討にあたっては、先進企業への訪問等を通じた解像度向上を促進するとともに、大学等と連携し、次世代のステークホルダー（学生等人材市場）に訴求しうる自社の魅力検証も同時に行うことで、成長志向の中小企業等の人的資本経営実践力の向上を図ります。

#### ■ 本稿での言葉の定義

人的資本経営：基本的考え方は、経済産業省の提唱する「人材を『資本』として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる経営のあり方」。本稿では、企業が持続的成長の実現に向けて「経営戦略」とその戦略実現を担保する「人材戦略」の一体的構築と実行（垂直的統合・水平的統合）を図るために、各々の組織で働く人々の潜在力（価値）を見出し、成果への昇華に向けた機会や環境への投資を通じ、「環境変化に耐えうる強靱な企業・組織の持続的成長と企業価値の向上」と「働く人々の多様性を尊重した達成感と働きがいと能力発揮の促進」の循環を目指すことを基軸とした経営のあり方とします。

成長志向の中小企業等：中小企業庁が推進する 100 億宣言や事業変革に対して意欲的な後継者（アトツギ）などをはじめ、事業成長に向けた経営変革に意欲的に取り組む中小企業等とします。

### 【B-1】〈全体-知識・啓発編〉企業向け人材活用ガイドラインセミナー事業

管内の中小企業等を対象に、「人材活用ガイドライン（中小企業庁）」を基軸とした、これからの経営環境・人材環境の変化（労働供給制約）、当該環境で求められる企業経営の在り方（人的資本経営）等への認識を高め、実際の企業の好事例等を通じその理解を深めるためのセミナーを実施します。

#### 【実施内容（例）】

- ・「人材活用ガイドライン（中小企業庁）」の考え方や人材戦略検討ステップの提示
- ・人的資本経営の政策的意義
- ・人的資本経営を実践する中小企業等の事例共有
- ・その他参加する中小企業等の理解促進や人的資本経営実践に向けたツール等の紹介など

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：3回以上
- ・参加企業数：120社以上

#### 【留意点】

- ・当局管内の中小企業等に広く周知するためオンラインとのハイブリッド開催やアーカイブ配信、セミナーの記事発信を行う等の工夫を求めます。
- ・セミナー開催に際しては、行政や経営支援機関等との共催等を通じた開催も推奨します。
- ・実施内容及び参加企業の集客等については、当局と相談の上協力して実施するものとします。

### 【B-2】〈集中支援-知識・実践編〉人的資本開示等に向けた集中支援ワークショップ事業

管内の中小企業等のうち、成長志向の中小企業等（100億宣言企業やアトツギなど変革期の企業）など数社（以下、モニター企業群）を対象に、効果的な人的資本経営実装手法の検証のため、中小企業等の簡易的な人的資本開示に向けた作成準備ワークショップを実施します。

#### 【実施内容（例）】

- ・人的資本経営・開示における中小企業等の有用性の理解の導入セミナー
- ・参加企業による開示レポート作成に向けた体制構築や参加企業間の関係性醸成のワークショップ
- ・ロールモデルのイメージ共有ならびに活用ツール等の仕様説明など

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：3回以上
- ・参加企業数：10社以上（【B-3】【B-4】事業参加企業と同義）

#### 【留意点】

- ・具体的な実施内容及びモニター企業群への打診、ロールモデル等の選定などについては、当局と相談の上、協力して実施するものとします。
- ・効率的かつ効果的な理解促進の観点から、【B-1】との同日開催を推奨します。
- ・本事業参画の中小企業等の参加可能性を高めるため、オンラインとのハイブリッド開催やアーカイ

ブ配信等の工夫を求めます。

- ・中小企業等の簡易的な人的資本開示に向けた、具体的なツールの提案を推奨します。

### 【B-3】〈集中支援-実践編〉人的資本開示等に向けた開示作成伴走（フォローアップ）事業

【B-2】のモニター企業群を対象に、中小企業等の簡易的な人的資本開示作成の実践促進、社内での作成の円滑なサポートを目的に、各モニター企業に対する伴走支援、フォローアップを実施します。

#### 【実施内容（例）】

- ・モニター企業の開示レポート作成チームに対するオンラインもしくはオフラインによる伴走支援・相談対応など

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：2回以上/社
- ・参加企業数：10社以上（【B-2】【B-4】事業参加企業と同義）

#### 【留意点】

- ・当局管内の中小企業等に広く周知するため、当該フォローアップの内容の一部を簡潔にまとめた記事発信を行う等の工夫を求めます。
- ・効率的かつ効果的な伴走・フォローアップについては、当局と協力して実施することを前提として、受託者が伴走・フォローアップをオンラインで実施することは妨げません。

### 【B-4】〈集中支援-啓発・実践編〉人的資本経営実装の解像度向上に向けた関係者対話促進事業

【B-2】のモニター企業群を対象に、自社が取り組む人的資本経営を促す取組や目指すべき経営状態についてその解像度を高めつつ、社内外の関係者に対して自社が開示を進めるべき内容検討を深めるため、①先進的な人的資本経営実践企業への訪問と、②大学等との連携を通じた学生等未来の人材市場に訴求しうる自社の魅力の視点発掘に向けた検証を行います。なお、②については、〈事業区分C〉の【C-3】と連動するため、〈事業区分C〉の受託者と十分に情報連携することを求めます。

#### 【事業規模（想定）】

- ①先進的な人的資本経営実践企業への訪問
  - ・実施回数：1回以上
  - ・参加企業数：5社以上（【B-2】【B-3】事業参加企業の内数から選定）
- ②大学等との連携を通じた自社の魅力の視点発掘
  - ・実施回数：3回以上
  - ・参加企業数5社以上（【B-2】【B-3】事業参加企業の内数から選定）

#### 【留意点】

- ・②事業について、〈事業区分B〉においてはモニター企業群の支援等を中心に実施します。大学等との連携先との調整については〈事業区分C〉【C-2】で実施するものとします。
- ・当局管内の中小企業等に広く周知するため、当該訪問の内容の一部を簡潔にまとめた記事発信を行

う等の工夫を求めます。

・具体的な実施内容及び、訪問先企業の選定、打診等については、当局と相談の上、協力して実施するものとします。

#### 【B-5】 <事業区分 B>に係る実証事業結果の考察・分析調査（とりまとめ）

<事業区分 B>の実施目的を鑑み、各事業【B-1】～【B-4】の実証結果について考察・分析等を行うとともに、当該考察等を踏まえた、今後の成長志向の中小企業等による人的資本経営推進に向けた支援体系並びに実装力の強化に向けた政策提案等に資する全体考察を実施します。なお、本全体考察作成に際しては、本事業で実施する内容以外の視点や知見等を組み入れることも推奨します。また、本調査は「5. 契約の要件」（4）成果物の納入に記載の「事業報告書」の主たる構成要素として整理します。

#### **<事業区分 C>**

##### **- 【中小企業等向け】成長志向の中小企業等のマッチング等接点形成・調査事業 -**

労働供給制約下において、中小企業等が人的資本経営の実践を通じて経営戦略と人材戦略を統合しながら持続的成長を志向することが、結果として人材市場等からの評価という適切なインセンティブを獲得し「選ばれる企業（地域の良質な雇用）」となるような好循環を目指し、これからの将来を担う世代への訴求力強化を主たる目的とした人材市場とのマッチングイベントの実施を行います。併せて、大学等とも連携を図り、学生等将来世代への訴求の視点獲得に向けた中小企業等の魅力発掘に向けた機会構築を行います。また、多面的な拡がりを見せる人材市場において、中小企業等のアプローチの多様性を整理するための人材市場動向調査を実施します。

#### 【C-1】 マッチングイベント等事業

<事業区分 B> 【B-1】 企業向け人材活用ガイドラインセミナーを受講し、人的資本経営の実践の重要性への理解ならびに経営戦略と人材戦略の統合について検討した管内中小企業等を対象として、①求職者等とのマッチングイベントを実施します。また、当該事業の実施と連動して、近年の人材市場の動向や変化などを捉え、実施年度以降の有効性の高いマッチング機会等の検証材料とするための、②既存報告書等を用いた動向調査も併せて実施します。

#### **【実施内容（例）】**

- ・原則対面開催によるマッチングイベント
- ・行政機関や大手人材関連会社等の公表レポート等を元にしたデスクトップリサーチ

#### **【実施条件（案）】**

- ・参加条件（企業）： <事業区分 B> 【B-1】 企業向け人材活用ガイドラインセミナーの受講
- ・参加条件（企業）： 求人中かつ成長力や人材育成力を参加求職者に PR できる中小企業等
- ・参加条件（求職者）： 多様な人材（若者、女性、シニア、高度外国人材、転職希望、副業・兼業等）

#### **【事業規模（想定）】**

### ①求職者等とのマッチングイベント

- ・実施回数：1回
- ・参加企業数：80社以上

#### 【留意点】

- ・企業、人材の募集に当たっては、地方労働局や自治体、経済団体等と連携するなど工夫してください。
- ・マッチング会内での交流会開催や事前の参加者への品質管理、よりマッチング機会が提供できる地域・時期に開催するなどの工夫を通じて、内定率の向上を図る工夫を施してください。
- ・「働くなら近畿」等ポータルサイトの運用ならびに活用を行い、効果的な情報発信を実施してください。「働くなら近畿」ホームページ運用に際しては、＜事業区分 A＞＜事業区分 B＞の事業受託者とも十分に連携を図り、管内中小企業・管内経営支援機関等に十分に情報が伝達されるよう努めること。
- ・②について、ヒアリング等による新規の実態調査ではなく、公開情報の整理を行う想定です。なお、参照すべきレポート等については、当局と相談の上、情報整理の段に際しては、AI等の活用を通じた効率的・効果的な作業遂行を推奨します。（情報の精査は受託者で実施すること）

#### 【C-2】大学連携等を通じた魅力発掘事業

＜事業区分 B＞【B-2】のモニター企業群を対象に、自社が取り組む人的資本経営を促す取組や目指すべき経営状態についてその解像度を高めつつ、社内外の関係者に対して自社が開示を進めるべき内容検討を深めるため、大学等との連携を通じた学生等未来の人材市場に訴求しうる自社の魅力の視点発掘に向けた検証を行います。なお、当該事業の実施に当たっては、中小企業等が将来の人材確保に向けてその魅力を大学の講義内で発信する機会を数多く創出するために設置している「大学等講義×優良中小企業のゲストスピーカーWEB マッチングプラットフォーム（以下、大学 PF）(<https://hatarakunarakinki.go.jp/pf/r2.html>)」の運営に係る付帯業務も実施します。

また、本件は＜事業区分 B＞の【B-4】と連動するため、＜事業区分 B＞の受託者と十分に情報連携することを求めます。

#### 【実施内容（例）】

・特に関心の高い大学等と個別に連携した、学生等に訴求しうる自社の魅力発掘検証に資する対話会の実施や、個別ゼミ等と連動した中小企業の調査研究等の実施など

#### 【事業規模（想定）】

- ・実施回数：3回以上
- ・参加企業数：5社以上

#### 【留意点】

・本事業について、＜事業区分 C＞においては、大学等連携先との調整等を中心に実施するものとします。＜事業区分 B＞【B-4】は、モニター企業群の支援等を中心に実施することとします。すなわち、【B-2】【B-3】【B-4】事業と連動しているため、＜事業区分 B＞の事業受託者と十分に情報連携しながら実施することを強く推奨します。

- ・当局管内の中小企業等に広く周知するため、当該事業の内容の一部を簡潔にまとめた記事発信を行う等の工夫を求めます。
- ・具体的な実施内容及び、連携先大学等の選定、打診については、当局等と相談の上、協力して実施するものとします。

### 【C-3】 <事業区分C>に係る実証事業結果の考察・分析調査（とりまとめ）

<事業区分C>の実施目的を鑑み、各事業【C-1】～【C-2】の実証結果について考察・分析等を行うとともに、当該考察等を踏まえ、中小企業等人的資本経営の実践を通じた「選ばれる企業」への転換が、これからの将来を担う世代への訴求力強化につながりうる可能性について考察します。

また、本全体考察作成に際しては、本事業で実施する内容以外の視点や知見等を組み入れることも推奨します。なお、本調査は「5. 契約の要件」(4) 成果物の納入に記載の「事業報告書」の主たる構成要素として整理することとします。

## 2. 事業実施の目標の設定（KPI）等

上記1.のうち、イベント参加企業の満足度（90%以上）、マッチング事業に分類される事業の内定率（※1）を事業全体のKPIとし、内定率20%以上を目指すものとする。

また、マッチング事業以外に分類される事業についても、セミナー等の参加企業数や人材数、中小企業等や経営支援機関に対して、人材の確保・活用等を行う上での気付きや行動変容を促すなど、目標を明確に設定すること。具体的な内容は、当局と協議の上、決定することとする。

（※1）内定率＝内定件数（※2）/参加企業数（※3）

（※2）マッチング事業に分類される事業の参加企業に対して調査を行い、集計すること。

なお、内定件数の定義は、当局の指定に従うこと。

（※3）マッチング事業に分類される事業の参加企業数とする。

## 3. その他

### （1）イベント情報の広報

実施するイベント情報については、当局と相談の上、効果的な広報を行うこと。

### （2）イベント効果等の把握

各イベント等の開催に際しては、本事業に参加した中小企業等及び人材に対して、上記2.で設定した事業目標に対する効果等について調査を行い、当局に共有することとする。なお、具体的な調査対象数・内容・方法については、当局と協議の上決定することとする。

### （3）参加企業に対する人材の採用状況のフォロー

本事業に参加した中小企業等（セミナーのみに参加している企業等を含む）に対して、令和9年3月までの本事業期間中において、人材の採用状況（採用・内定件数）をフォローすること。

#### (4) 報告等

当局の指示（報告方法を含む）に従い、各事業の実績を翌月 15 日までに報告すること。なお、報告内容については、以下のとおりとする。

- ・ 中小企業等の必要とする人材に関する情報収集、分析のために訪問した企業数、情報取得企業数 等
  - ・ 各イベント等の参加企業数、参加者数、アンケート結果、内定状況 等
  - ・ 本事業の各連携会議の開催報告（議事録含む）、配付資料 等
- ※その他、当局が報告を求める場合は速やかに報告すること。

#### (5) 留意事項

上記のほか、当局と相談の上で、地域の関係機関（地方自治体、関係府省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関等）等と可能な限り連携し、適切な役割分担・協力の下、事業を行うこと。また、そのための具体的な連携体制、連携内容を提案すること。

その他、当局の指示に従い、中小企業庁が実施する事業に協力すること。

### 3. 事業実施期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 19 日（金）

### 4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥別紙 1 のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 10 項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者ではない場合にあつては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。または、上記事業者と連携して事業を実施すること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

## 5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：事業区分 A・B・C、各 1 件（合計 3 件）

なお、採択に関し、当局において採択条件を示す場合があります。

(3) 予算規模：各事業区分、以下の金額（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。

＜事業区分 A＞24,500,000 円

＜事業区分 B＞20,000,000 円

＜事業区分 C＞10,000,000 円

各対象経費については、「10. 経費の計上」をご参照ください。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当局と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業区分毎に事業報告書の電子媒体 1 部を近畿経済産業局に納入してください。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付 PDF ファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和 8 年 2 月 25 日（水）

募集締切日：令和 8 年 3 月 18 日（水）17:00 必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行います。

開催日時：令和 8 年 3 月 2 日（月）14:00-15:00

参加をご希望の方は、「12. 問い合わせへ」連絡先（社名、所属部署名、担当者氏名、電話

番号、メールアドレス)を令和8年3月2日(月)10:00までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)  
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

### (3) 応募書類

①以下の書類を(4)により提出してください。

- ・申請書(様式1)
- ・企画提案書(様式2)
- ・暴力団排除に関する誓約書(様式3)
- ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
- ・競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し又は直近の財務諸表
- ・(任意)本提案に係るプレゼンテーション動画(各事業10分以内、mp4形式)
- ・その他添付資料

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### (4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより12.に記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。

※1通あたり10MBを超えるメールは受信できませんので、サイズが大きくなる場合は分割してお送りください。

## 7. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、当局において、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たさない場合

は、その時点で審査対象外となります。

①「4. 応募資格」を満たしているか。

②提案内容が、「1. 事業の目的」に合致しているか。

- ・中小企業等への訪問によるヒアリング等を通じて、中小企業等の経営強化のために必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理が行われているか。
- ・対象とする人材は、中小企業等の経営課題の解決に資する人材が想定されているか。
- ・参加企業の内定率や満足度を高める工夫があるなど、他の地域のモデルとなり得るような新規性又は先駆性が見られるか。
- ・広域的な取組が予定されているか。

③事業実施目標（KPI）は妥当であり、実現可能か。

④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

⑤事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

⑥中小企業等の人材確保支援に関する十分なノウハウ・実績を有しているか。

⑦本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

⑧本事業に係る経理・事務・実施する事業の調整等について、的確な管理体制及び処理能力を有しているか。

⑨各地域で地域の関係機関と連携して、効果的な支援を実施することが可能か。

⑩コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

⑪ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか

⑫適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

⑬事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。

⑭事業費総額に対する再委託費の割合が 50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

#### <採択結果の決定及び通知について>

採択された申請者については、当局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

#### **8. 契約について**

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。契約時には、令和 8 年度の概算契約書様式を使用

して契約締結を行います。

#### ○概算契約書

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r7gaisan-1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7gaisan-1_format.pdf)

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

### 9. 支援対象について

<本事業における「中小企業・小規模事業者」について>

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人のうち、主として中小企業者の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であって、以下のいずれかに該当するもの

- ①中小企業者と連携して事業を行うもの
- ②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの（社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているもの）
- ③新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの

<本事業における「経営支援機関」について>

- ・本事業における「経営支援機関」は、地域金融機関やよろず支援拠点、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、認定支援機関、社労士、「地域の人事部」の実施組織、自治体系支援機関

(産業振興機関等) などとする。

<本事業において想定する人材について>

- ・「若者」については、「おおむね 20 歳代～30 歳代の大学生等や若手社会人（離職者を含む）」とする。
- ・「女性」については、「年齢問わず、育児・介護等で一度退職し再就職を希望する者等」とする。
- ・「シニア」については、「おおむね 55 歳以上で、1つの専門分野でおおむね 10 年以上の職歴を有する者又は大企業 OB 等」とする。
- ・「高度外国人材」については、「年齢問わず、中小企業等の海外展開等に寄与し得る外国人留学生等」とする。

## 10. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

| 経費項目    | 内容   |
|---------|--|
| I. 人件費  | 事業に従事する者の作業時間に対する人件費   |
| II. 事業費 |  |
| 旅費      | 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費<br>ただし、インターンシップ等に参加する者等の個人及び個別企業に直接払う経費は除く  |
| 会場費     | 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）                  |
| 謝金      | 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金等）                        |
| 借料及び損料  | 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費  |
| 消耗品費    | 事業を行うために必要な（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費                      |
| 印刷製本費   | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費                               |
| 補助職員人件費 | 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費  |
| その他諸経費  | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの<br>例) |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）</p> <p>光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）</p> <p>設備の修繕・保守費</p> <p>翻訳通訳、速記費用</p> <p>文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等</p> |
| Ⅲ. 再委託・外注費 | <p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費</p> <p>※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。</p>   |
| Ⅳ. 一般管理費   | <p>委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費</p>   |

※本委託事業によって取得した財産については、委託事業実施期間中のみならず、委託事業期間終了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理していただく必要があり、当局の事前了解等なく、無断で廃棄、他者譲渡、他事業利用等してはいけません。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

**11. その他**

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

**【主な改正点】**

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。  
 なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
  - ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法の検討及びとりまとめ作業）
  - ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・ 総額に対する再委託の割合が 50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
- ・ 提案書等において再委託費率が 50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

- (3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大 36 ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL のとおり。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- (4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和 5 年 4 月 3 日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する

行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- (5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

#### <原則開示とする書類>

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

## 12. 問い合わせ先

〒540-8535

大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号

経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課

担当：沼本、河野、片岡

E-mail: bz1-kin-jinzai◆meti.go.jp ※送信の際は「◆」を@に変更すること

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず『令和8年度「近畿経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」』としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

## 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

### 【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

### 【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

### 【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 17) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

### 【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

#### 【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

#### 【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。
- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とする

こと。

- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容出来ることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用・閉鎖】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。
  - (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
  - (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
  - (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
  - (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
  - (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。
- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
- ⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報

を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS (SSL) 暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講ずること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL) 化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

⑩ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。

また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。

なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。

#### 【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用い

てスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。

17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿経済産業局総務企画部長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

## 情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 契約件名等

|       |  |
|-------|--|
| 契約締結日 |  |
| 契約件名  |  |

## 2. 報告事項

| 項目                   | 確認事項  | 実施状況 |
|----------------------|---|------|
| 情報セキュリティに関する事項<br>2) | 本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和5年度版)、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」(平成18・03・22シ第1号)及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」(平成18・03・24シ第1号)(以下「規程等」と総称する。)に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。  |      |
| 情報セキュリティに関する事項<br>3) | 経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。   |      |
| 情報セキュリティに関する事項<br>4) | 本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。  |      |
| 情報セキュリティに関する事項<br>5) | 本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項1)から17)までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。  |      |
| 情報セキュリティに関する事項<br>6) | 本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員(以下「担当職員」という。)の許可を得る。<br>なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。 |      |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| 情報セキュリティに関する事項 7)  | 本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。   |  |
| 情報セキュリティに関する事項 8)  | 本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。   |  |
| 情報セキュリティに関する事項 9)  | 契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。<br>なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。  |  |
| 情報セキュリティに関する事項 10) | 本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。   |  |
| 情報セキュリティに関する事項 11) | 本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。  |  |
| 情報セキュリティに関する事項 12) | 本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。  |  |
| 情報セキュリティに関する事項 13) | 本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。  |  |
| 情報セキュリティに関する事項 14) | 情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容出来ることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。  |  |
| 情報セキュリティに関する事項 15) | 情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。<br>(1) 各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。<br>(2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。<br>(3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。<br>①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。<br>②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。<br>③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。<br>④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。<br>⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。<br>(4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 |  |

|                               |   |  |
|-------------------------------|---|--|
|                               | <p>(5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。</p> <p>(6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。</p> <p>(7) 電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。</p> <p>(8) 外部に公開するウェブサイト構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス開始前及び運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。</li> <li>・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講ずること。</li> <li>・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。</li> </ul> <p>(9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。</p> <p>(10) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。</p> <p>また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。</p> <p>なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。</p> |  |
| <p>情報セキュリティに関する事項<br/>16)</p> | <p>アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。</p> <p>(1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。</li> <li>②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。</li> <li>③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。</li> </ol> <p>(2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。</p> <p>(3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。</p> <p>(4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。</p> <p>(5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を</p>  |  |

|                               |   |  |
|-------------------------------|---|--|
|                               | <p>低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。</p> <p>(6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。</p> |  |
| <p>情報セキュリティに関する事項<br/>17)</p> | <p>外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下「作り方」という。)に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。</p> <p>なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。</p>  |  |

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2) から17) までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1) に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。  
(この報告書の提出時期：定期的(契約期間における半期を目処(複数年の契約においては年1回以上)).)

(様式1)

|               |  |
|---------------|--|
| 受付番号<br>※記載不要 |  |
|---------------|--|

近畿経済産業局長 殿

令和8年度「近畿経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」  
申請書

|       |                 |  |
|-------|-----------------|--|
| 申請者   | 企業・団体名          |  |
|       | 代表者役職・氏名        |  |
|       | 所在地             |  |
| 連絡担当者 | 氏名（ふりがな）        |  |
|       | 所属（部署名）         |  |
|       | 役職              |  |
|       | 電話番号<br>（代表・直通） |  |
|       | E-mail          |  |

申請形式（該当箇所の□にチェックを入れてください）

- 単独申請                       コンソーシアム形式

コンソーシアム事業者名（コンソーシアム形式による申請の場合は全ての事業者名を記載すること）

下記の応募資格・条件を満たしているか、□にチェックを入れて下さい。

- ①日本国内に拠点を有していること。当局の所管地域内に当該事業を実施する事務所を有していること。当局、中小企業庁との間で密接な連携が取れる体制を確保できること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等及び必要な経営基盤を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥別紙 1 のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦本業務に従事する部門が、ISMS 若しくは ISO27001 を取得していること。又は JIS Q 15001 に適合したマネジメントシステムを有することについて、第三者の制度による認証を受けていること。
- ⑧過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑨本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 10 項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者ではない場合にあつては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。又は、上記事業者と連携して事業を実施すること。

<職業紹介の許可又は届出の状況> ※①～②のいずれかについて申請時点の状況を記載

①現在、職業紹介事業者である。

- (1) 許可・届出の別：                      (2) 無料・有料の別：  
(3) 受理番号：                              (4) 受理年月日：  
(5) 取扱職種：                              (6) 取扱場所：

②現在、職業紹介事業者ではないが、職業紹介事業者となる見込みがある。

「令和〇年〇〇月〇〇日 申請・届出」予定 ※申請・届出のいずれかに○

- (1) 許可・届出の別：                      (2) 無料・有料の別：  
(3) 取扱職種：                              (4) 取扱場所：

※令和 8 年 3 月 31 日以降に申請・届出を行う場合は、その理由を記載すること。

理由：

(様式 2)

|               |  |
|---------------|--|
| 受付番号<br>※記載不要 |  |
|---------------|--|

令和 8 年度「近畿経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」  
企画提案書

|   |
|---|
| <b>1. 事業の実施方法</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>* 募集要領の 2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。</li><li>* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。</li><li>* 事業の全体像及びポイント（参加企業数等の目標及び KPI を達成するためのポイント、中小企業等の人材課題等地域の実情を踏まえて）を記載すること。</li><li>* 中小企業等の必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理方法を記載すること。</li><li>* 募集要領の「2. &lt;事業の具体的な内容&gt;（1）～（○）」の項目に沿ってイベントごとに、具体的な実施方法及び内容（セミナー等の実施場所、実施回数、参加企業数、参加対象人材（想定するスキル等を含む。）、参加者数及び中小企業等の人材課題解決に向けた具体的手法等についても記載すること。</li><li>* 参加企業の内定率や満足度を高める工夫や、事業内容の新規性、先駆性等についても記載すること。</li></ul> |
| <b>2. 事業実施目標（KPI）</b>   |
|   |
| <b>3. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）</b>   |
|   |
| <b>4. 人材確保支援に関するノウハウ・事業実績</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>* 組織及び事業従事者における事業を実施するに当たり必要な専門知識・ノウハウを記載すること。</li><li>* 類似事業の実績<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）</li></ul></li></ul>   |

|   |
|---|
|   |
| <p>5. 実施体制・役割分担等</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>* 業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数が分かるように記述すること。</li> <li>* 業務実施体制図を作成した上で、個々の業務担当が分かるようにし、役職及び担当者名を記述すること。</li> <li>* 実務責任者の略歴を記載すること。</li> <li>* 経理・事務処理担当者を明示すること。</li> <li>* 類似事業の実績を有する場合で、その事業に従事していた者を従事させる場合に、本事業のどの業務に従事するのか、それによって本事業にどのように有益であるのかを記述すること。</li> <li>* イベント情報の登録、アンケート実施・効果把握、参加企業のフォロー、事後調査及び〇〇経済産業局への報告を行う体制についても記述すること。</li> <li>* コンソーシアム形式等により再委託を行う場合は、事業者間の業務分担、連携体制を記載し、各事業者間での業務実施体制、役割分担を記載すること。</li> <li>* 各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）</li> <li>* 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。</li> <li>* 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。</li> </ul> <p>※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。</p> |
| <p>6. 情報管理体制</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>* 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）</li> <li>* その他原課において必要と判断する書類等</li> <li>* 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（別添2にて提示）</li> </ul>   |
| <p>7. 連携する各地域の関係機関（地方自治体、関係府省省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関他） ※予定の場合はその旨を記載すること。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>* 連携する地域の関係機関の名称、所在場所を明記すること。</li> <li>* 想定する連携内容を記載すること。</li> </ul>   |

|   |                           |
|---|---------------------------|
|   |                           |
| 8. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況  |                           |
| <p>* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況</p> <p>* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）</p> |                           |
| 9. 事業費総額（千円）  |                           |
| ※記載している費目は例示。募集要領 10.（1）の区分に応じて必要経費を記載すること。   |                           |
| I   | 人件費                       |
| II  | 事業費                       |
|   | ①旅費                       |
|   | ②会場費                      |
|   | ③謝金                       |
|   | ④補助職員人件費                  |
| III   | 再委託・外注費                   |
| IV  | 一般管理費                     |
|   | 小計                        |
| IV  | 消費税及び地方消費税                |
| 総額  | 千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。） |

令和〇〇年〇〇月〇〇日

近畿経済産業局長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

### 暴力団排除に関する誓約書

令和8年度「近畿経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」に応募するにあたり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、経済産業省後援名義等の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(別添 1)

再委託費率が 50%を超える理由書

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和 8 年度「近畿経済産業局における地域中小企業人材確保支援等調査・分析」

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「11. その他(2)①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「-」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理)の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「-」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、.....であり、その他関連業務として.....を実施する上で、事業類型(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)が示すように、(落札者)と委託、外注先の業務体系が(事業類型Ⅰ~Ⅲの内容)のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託(契約書上の再委託:第7条1項(消費税込み))÷総額(消費税込み)×100により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

| 再委託名                | 精算の有無 | 契約金額（見込み）（円） | 比率    | 再委託先の選定方法又は理由※                               | 業務の内容及び範囲       |
|---------------------|-------|--------------|-------|--|-----------------|
| 【例】未定<br>[再委託先]     | 無     | 10,000,000   | 20.0% | 相見積もり  | ・・・等の各種データ収集・提供 |
| 【例】〇〇（株）<br>[再委託先]  | 有     | 20,000,000   | 40.0% | 一者選定<br>理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。 | コールセンター         |
| 【例】△△（株）<br>[再々委託先] | 無     | 2,000,000    | —     | 〇〇   | ・・・             |
| 【例】□□（株）<br>[再々委託先] | 無     | 3,000,000    | —     | 〇〇   | ・・・             |
|                     |       |              |       |  |                 |

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

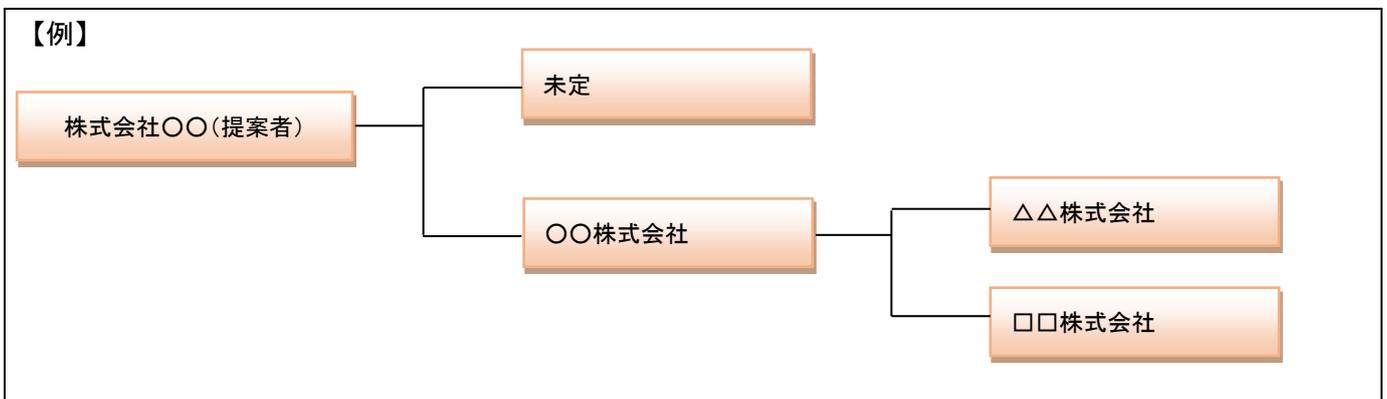
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■ ■（株）：

▲▲（株）：

※本理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※再委託費率が50%を超える理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

## ①情報取扱者名簿

|             |   | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート<br>番号及び国籍<br>(※4) |
|-------------|---|----|------|------|------|----|-------------------------|
| 情報管理責任者(※1) | A |    |      |      |      |    |                         |
| 情報取扱管理者(※2) | B |    |      |      |      |    |                         |
|             | C |    |      |      |      |    |                         |
| 業務従事者(※3)   | D |    |      |      |      |    |                         |
|             | E |    |      |      |      |    |                         |
| 再委託先        | F |    |      |      |      |    |                         |

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

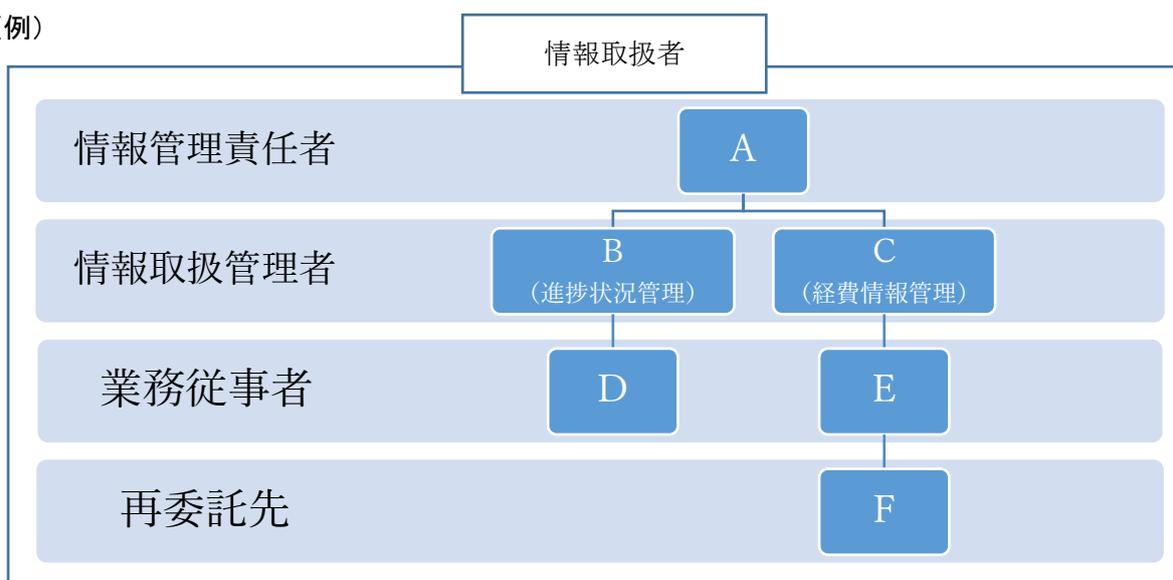
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

## ②情報管理体制図

(例)



## 【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。